

※このお知らせは、ガス事業法第15条に定める「書面交付義務」に基づき配布するものです。

## 上越市ガス供給条例等に関する変更のお知らせ



このたび、令和元年5月より上越市ガス供給条例等（以降、ガス契約）を変更しました。変更内容を掲載しましたので、ご確認をお願いいたします。

### ■契約期間の一部廃止について

現在のガス契約では、契約期間を1年間（以降、自動更新）と定めています。変更後は下記の契約を除き、契約期間を廃止いたします。そのため、契約を開始した日から解約の日まで契約が継続することとなります。なお、変更に伴うお客さまの手続きは不要です。

《契約期間の定めがある契約》

時間帯別B契約、コージェネレーションシステム契約

### ■原料費調整額の上限廃止について

都市ガスの原料価格（輸入価格等）の変動をガス料金に反映させる原料費調整制度を採用しています。経営安定を図るため原料費調整額の上限を廃止いたします。

### ■契約変更時の説明方法について

当市がガス料金等の供給条件を変更しようとする場合、変更する事項のみ周知すること及びインターネット等の電子媒体の活用、その他当市が適当と判断した方法により行うことについて承諾をいただきます。また、法令の改廃等で実質的に供給条件の変更が伴わない場合について、書面交付をしないこと及びホームページ等で概要のみ周知することについて承諾をいただきます。

\*\*\*\*\*

### その他のガス契約に関する内容

お客さまが上越市ガス水道局（以下「当市」といいます。）にガスの使用をお申込みいただくにあたり、当市がガス事業法に基づき説明し、お客さまにご理解いただきたい主要な供給条件は以下のとおりです。

なお、ガスの供給及び使用に関する契約（以下「ガス契約」といいます。）の詳細は、上越市ガス供給条例、同規程及び同要綱（以下「上越市ガス供給条例等」といいます。）に定めています。上越市ガス供給条例等は、当市の窓口のほか、当市ホームページ（<http://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/>）でもご確認いただけます。

#### 1 ガス使用の申込み及びガス契約の成立

- 当市によるガス契約をご希望の方は、あらかじめ上越市ガス供給条例等を承諾のうえ、当市にガスの使用をお申込みいただきます。ガス契約は、お客さまからの申込みを受け、当市が承諾したときに成立します。
- お申込みの受付場所は、当市料金センターとします。

#### 2 使用開始予定日

使用開始予定日は、原則としてお客さまが希望した日時を基準として、協議することといたします。

#### 3 お客さまからの申出によるガス契約の変更及び解約

- 契約の変更及び引越し（転出）等に伴う解約については、当市料金センターまでご連絡ください。
- 時間帯別B契約及びコージェネレーションシステム契約の契約期間は原則1年となります。契約期間が満了する日までに双方意義がない場合は更に1年間

同一条件で更新されたものとします。また、契約条件を満たさない場合は補償料が発生することがあります。

- 上記以外の契約については、契約の締結の日から解約の日まで継続となります。

#### 4 当市からの契約の変更及び解約

- 当市は、上越市ガス供給条例等を変更することがあります。この場合には、お客さまとのガス料金その他の供給条件は、変更後の上越市ガス供給条例等によるものとし、その内容を当市ホームページ等によりお知らせいたします。なお、お客さまは、変更を承諾いただけない場合は契約を解約することができます。

#### 5 ガスの使用量の計量やガス料金の計算方法など

- あらかじめ定めた日に毎月1度検針を行います。
- ガス料金は、前回の検針日及び今回の検針日におけるガスメーターの読みにより算定した使用量に基づくものとし、基本料金、従量料金（原料費調整額を含む。）の合計といたします。
- 契約いただくガス料金は、「使用量・料金のお知らせ（検針票）」でご確認ください。
- 実際の料金算定は、基準単位料金に原料価格の変動を加味した調整単位料金（円/㎡）により計算します。

〔1か月のガス料金の計算方法〕

ガス料金＝基本料金＋調整単位料金（基準単位料金±原料価格の変動分調整額）×使用量

- 当市はお客さまの使用量などを、原則として「使用量・料金のお知らせ（検針票）」にてお知らせいたします。
- 新築等を対象とした割引制度（新規割引、子育て家庭割引）を希望されるお客さまは申込みが必要です。

#### 6 ガス料金の支払い方法

- ガス料金は、口座振替又は納入通知書により、毎月お支払いいただきます。郵便局での払込みをご希望の場合は、別途払込通知書の発行をお申出ください。

#### 7 供給ガスの熱量、圧力及び燃焼性

- 当市は、次に規定する熱量、圧力及び燃焼性のガスを供給いたします。
- 供給ガスは、燃焼性によって類別されていますが、当市の類別は13Aですので、消費機器は13Aとされているものが適合いたします。

| 熱量（MJ） |       | ガス栓の出口における圧力（kPa） |     | 燃焼性（ガスグループ） |
|--------|-------|-------------------|-----|-------------|
| 標準：    | 最低：   | 最高：               | 最低： | 13A         |
| 45.00  | 41.86 | 2.5               | 1.0 |             |

#### 8 ガス工事

- ガス工事が必要な場合は、別途定める工事約款に基づきお申込みいただきます。
- ガス工事に伴う費用は、上記に基づき、お客さまにご負担いただきます。

#### 9 お客さまの責任及び協力をお願い

ガス使用にあたり、保安等の観点から承諾いただきたい主な事項は以下のとおりです。

- ①必要な業務のために、お客さまの供給施設又は消費機器の設置の場所へ立入ること。
- ②ガスの供給及び保安上の必要がある場合に、お客さまのガスの使用を中止又は制限すること。
- ③お客さまがガス漏れを感知したときには、直ちにメーターガス栓及びその他のガス栓を閉止して、当市に通知していただくこと。
- ④内管及びガス栓等、お客さまの資産となる供給施設について、お客さまの責任において管理いただくこと。

#### 10 お客さまの供給地点特定番号

- お客さまの管理番号である供給地点特定番号は「使用量・料金のお知らせ（検針票）」に記載する施設番号となります。

# ガス水道だより

## ～ 水道事業特別号 ～



▲第一水源地（現在の南城町4丁目）の工事の様子 大正末期

6月1日から7日は水道週間です。

上越市の水道は市民生活とともに歩んできました。

これからも、生活基盤のひとつとして  
安全な水道水の安定的な供給に取り組んでまいります。



ウォー太 & ギャスミン

## 上越市ガス水道局

○編集・発行 総務課 経営企画室 営業開発係 電話 025-522-5514  
○料金のお問い合わせ先 料金センター 電話 025-522-7030  
ガス水道局ホームページ <https://gwhp.city.joetsu.niigata.jp/>



